

要請事項に対応した質問項目と交渉のポイント

14:05～14:50

セッション1：避難区域の設定について

一．避難区域を拡大し、危険な汚染地帯から誰もが避難できるようにしてください。

質問1：6月の中旬に福島市が実施した測定では、同市渡利地区では、毎時3.2マイクロシーベルトを超える高い汚染地域が面的に広がっていることがわかる。国が避難区域の基準としている年20ミリシーベルトを上回る可能性が高い。福島市渡利地区など、線量が高く土壤汚染がある地域について、避難区域を設定し、住民の判断に基づく選択的避難を認め、避難前と同等の生活保障を行うべきではないか、福島市の測定データについてどのような検討を行ったのか、説明会が一向に開催されないのはなぜか。

- ・渡利地区では福島市の測定で積算で20ミリシーベルトを超える地域がある。
- ・前回交渉時の再質問に対して「避難区域等の設定のあり方は、これから実施する分も含めた環境モニタリングデータを集約・分析して検討が行われる」と回答している。
- ・渡利地区において、避難に関する説明会が行われるとの報道があったが、一向に実施されない。住民は説明会の開催を求めている。
- ・福島市は市の西部に住宅を整備し、渡利地区からの移転を検討。…移転先の線量の問題、一体いつ実現するのかという問題。

質問2：ICRP、IAEAの参考レベルは内部被ばく、外部被ばく双方含めている。日本政府は、ICRPの緊急時被ばく状況の参考レベルを採用したはずだが、避難区域設定に当たっての「20ミリシーベルト」には、内部被ばくは含まれていない。一方で、原子力安全委員会は、「内部被ばくを含めるべき」と発言した。日本政府としての見解はいかがか。内部被ばくは被ばく全体の何%を占めると推定しているか。その推定の計算の根拠を明らかにされたい。

- ・前回交渉時の再質問に対する回答でも意見が異なる。災害対策本部「4月10日付けの原子力安全委員会の意見を踏まえ、外部被ばく線量で判断している」。原子力安全委員会「内部被ばくについても考慮すべきである」（7月1日付回答参照）

質問3：いつまで「緊急時被ばく状況」を適用するのか。被ばく管理上は、「現存被ばく状況」を適用し、避難基準の引き下げと被ばく低減措置を進めるべきではないか。

質問4：現在、新たに設定された特別避難勧奨地点は、1）個別の世帯ごとの指定であるため、移転しづらい、2）避難先が線量の高い地点になっているなど、問題点も多い。特別避難勧奨地点は戸別ではなく地域として指定し、線量が低い地域を避難先にすべきではないか。

- ・戸別による線引きが地域を分断している…伊達市霊山の実例。
- ・避難先が線量の高い場所では意味がない。特に子どもたち。渡利平ヶ森地区にも飯舘村から避難した人が住んでいる。

質問5：日本政府は、土壌汚染に関しては、空間線量に反映されているという理由で考慮に入れないと回答したが、一方で、双方の関係については明確に回答しなかった。土壌汚染を考慮に入れない理由について、再度おききたい。なぜ、土壌汚染から線量を示すことは「不適切」なのか。チェルノブイリの避難基準は、土壌汚染が指標となっているが、それについてはどう考えるか。

- ・線量と土壌汚染の関係について、再質問の回答で、土壌汚染から線量を示すことは「不適切」と回答している。
- ・チェルノブイリの避難基準は、土壌汚染が指標となっている。
- ・県庁付近、渡利地区、大波地区で高濃度の土壌汚染が見つまっている。

14:50～15:20

セッション2：選択的避難とサテライト疎開について

二．特に放射線の感受性が高い子どもたちを守るため学校ぐるみの疎開を行ってください。また、住民が放射能のリスクを知り、自己の判断に基づき、「選択的避難」を行うことができるようにしえてください。

質問6：サテライト疎開の実現など、子どもたちが線量の低い場所に移れるように、柔軟に、かつあらゆる知恵を尽くすべきだと考えるが、いかがか。

- ・子どもの疎開について文部科学省は、「福島県と連携して継続的なモニタリングを実施しており、放射線量は事故直後に比べて低減しており、大きな変動がないことを確認しています。」とし、何も答えていない。

三．自主的な避難や疎開を行う者への経済支援と補償を行ってください。

質問7：災害救助法の適応はいつまで継続するのか。

質問8：自主避難者への補償について、検討内容と結果をあきらかにされたい

- ・自主避難者への支援について、災害対策本部は交渉で災害救助法の適用について言及。
- ・紛争審査会での検討については、「これまでに指針の対象とされなかった者の避難費用については、今後検討することとなっている」と回答している。

15:20～16:00

セッション3：子どもたちのトータルな被ばく低減および内部被ばくについて

15:20～15:30

四．子どもたちを安全な場所に移した後、福島県内すべての学校および地域の詳細調査と除染を行ってください。そして、疎開した子どもたちがもう一度故郷へ戻れる計画を立ててください。

質問 9 : 除染について、道路などを高圧洗浄機で流すやり方は、放射能を下流に流すだけであり、問題があるのではないかと。また、周辺の丘陵地等の放射能が強い地域では、短期的に線量を下げることにはかならないのではないかと。

- ・福島市で行われている除染は、道路については、高圧洗浄機で流すだけというもの。放射能を下流に流すだけで、解決にはなっていない。集めたものを東電や国に引き取らせるとするのが基本。

15:30～16:00

五. 大人よりも厳しい放射能濃度基準による給食を行うなど、考え得る限りの内部被ばく防護策を行ってください。

質問 10 : 現在の食品の暫定規制値（「飲食物摂取制限に関する指標」）では、規制を守ったとしてもセシウムだけでも年5ミリシーベルト以下にはかならない。また、現在実施されている検査はサンプル数が少なすぎる。これを踏まえ、少なくとも給食の食材に関する詳細なモニタリングを実施すべきだと考えるが、いかがか。

- ・学校給食による内部被ばくに関して、文部科学省は、暫定規制値を守っているから問題ないとしている。
- ・牛肉のセシウム汚染問題で、食材の放射能管理について信頼性が失われている。
- ・暫定規制値を守っても、年1ミリシーベルトは守れない。セシウムだけでも5ミリシーベルト。
- ・サンプルが少なすぎる問題。
- ・学校内1ミリを目指すという約束に反する。

六. その他、子どもたちに対するあらゆる被ばく低減策を実施してください。

質問 11 : 子どもたちの内部被ばくを含むトータルな被ばく管理は誰が一元的に行っているのか。

- ・政府交渉などにおいて、現在文科省は子どもの内部被ばくを把握しておらず、学校における積算線量モニタリングの対象にしているのは、始業式以降の線量であり、学校外をカウントしたものではないことが明らかになっている。
- ・再質問の回答は、県の健康調査によって明らかになるとあるだけ。誰も把握・管理していない。

以上